

**備考** 品名の上に◎印を附せるは第三國との協定税品とす。

歐洲大戰前獨逸と各國との貿易關係を見るに、一九一三年に於ける獨逸總輸入額百十二億六百萬馬克の中、オーストリア・ハンガリー、土耳其等の同盟國よりの輸入額は僅に十二億三百萬馬克に過ぎない。之に丁抹和蘭、瑞典、瑞西、諾威の如き獨逸と近接せる中立國との貿易を加算するも輸入總額は三十一億九百萬馬克、即ち總輸入額の二割八分に過ぎなかつた。獨逸よりの輸出も亦一九一三年に於ける總輸出額百二億馬克の中、上記同盟國側への輸出額九億百萬馬克、近接中立國を計算するも其の輸出額十九億四千萬馬克、即ち總輸出額の一割九分に過ぎない。以て獨逸が聯合國側の經濟封鎖により疲弊を來たし、結局和を請はざるべからざるに至つた理由を諒解し得べしと思ふ。

オーストリア・ハンガリーの場合に於ては一九一二年に於ける總輸入額三十五億六千六百萬クローネンの中、同盟國側よりの輸入額十四億七千九百萬クローネン、之に和蘭、瑞西の輸入額を加ぶる場合に於ては十五億九千六百萬クローネン、即ち總輸入額の四五%の多きに相當し、輸出の場合に於ても總輸出額二十七億三千百萬クローネンの中、同盟國への輸出額十三億四千五百萬クローネン、又之に右近接中立國との貿易を加ぶる場合に於ては十四億九千百萬クローネン、即ち總輸出額の五五%の多きに相當するが故に、右開戦に因る影響は獨逸の如く甚しからず、從て第一次歐洲大戰が主として壇國側の強硬論により獨逸が引摺られたる形勢ある理由を察するに足る。

## 第四節 聯合國巴里經濟會議決議

### 第一款 聯合國巴里經濟會議決議内容

大戰中英國は當初より獨逸、オーストリア・ハンガリーの諸國に對し嚴重なる封鎖を實行せんことを欲したが、アメリカは海洋の自由を主張して、戰爭中と雖もアメリカの船舶、人民は交戰國と自由に通商出来るといふ見解をとつた。そのために英米兩國はナポレオン戰爭の場合に於けるが如く衝突せんとした。イギリスからいへば右様アメリカ

が主張する海洋の自由説を容認すると折角英國の海軍力でドイツを封鎖してゐても、スウェーデン、ノルウェー、オランダを經由してドイツに軍需品物資が入る恐れがあるのである。それでイギリス政府は先づ大正三年九月五日ondonに於て英佛露の三國代表が會同し、單獨不講和の宣言を約した。次いで大正四年十二月九日付公文を以て三國政府は日本に對してもその宣言加入を勧誘し來つたが、日本は之に對し同意を與ふると同時に、南洋赤道以北に於けるドイツ植民地の領有權を繼承すること、及び山東に於ける獨逸の利權獲得に關し聯合國は日本を支持すべきことを密約せしめた。大正四年十二月には伊國も參戰し單獨不講和の宣言にも加入した。こゝに佛英伊日露五ヶ國間に單獨不講和に關する宣言が調印された。斯くて聯合國の陣容は強化せられたが米國も亦ルシタニア號擊沈を契機として大正六年四月二日參戰し、同八月には支那も聯合國側の勧誘に應じて參戰するに至つた。

之より先聯合國側に於ては獨逸其の他同盟國側に對する經濟封鎖を強化ならしむると共に戰時戰後に於ける聯合國間の經濟關係を一層密接ならしむる目的を以て英佛側の提議により一九一六年（大正五年）六月十四日より十七日に至る迄巴里に於て聯合國經濟會議を開催することとなつた。本邦政府に於ては前藏相男爵阪谷芳郎氏を首席代表として派遣し、之に駐佛田付參事官、駐英森財務官、鶴見農商務書記官、矢部大藏技師、田大藏書記官及杉村三等書記官を隨員として出席せしむることとした。本會議は佛國ブリアン首相を議長とし前後回數を重ねること五回に及んだが、他の聯合國よりは日本の他英、露、伊、葡、白、セルビアの八ヶ國代表者が出席した。又同會議に於ては隨員を併せて全出席者數八十五名の多きに及ぶと云ふ大會議であつた。而して同會議に於ては、（甲）戰時に對する措置、（乙）聯合國の商業、工業、農業及海運業の回復期に對する過渡的措置、（丙）聯合國間に於ける共助及協力の永久的措置の三問題に分ち討議を重ね、右討議の結果は之をアド・レフエレンダムの形式により決議として採用し、各國政府に對し事後承諾を求むることとした。

當時同會議に對し本邦政府は代表者を派遣せるものの、其の地理的關係上歐洲に於ける他の聯合諸國と異り、獨逸等に對する經濟封鎖に關する各種の措置に參加するの必要なく、又他の聯合諸國と異り之が爲め中立諸國に對する輸出又は輸入に關し制限を爲すことを好まざる事情があつた。而も戰局の終結に對する見極めも定まらず、本邦の戰爭參加の程度も之を印度洋方面以東に限定すべき方針を嚴守した時代であつた。殊に大隈内閣は獨逸に對する宣戰當時敵國民及敵國私有財產にして軍に關係なきものに對しては、國際條規により充分之を保護尊重すべきことを宣言せる關係あるを以て、他の聯合國に於けるが如く報復其の他を理由とし敵國民及其の所有財產に對し國際法規以上に之に拘束を加えることは好まなかつた。本邦としては寧ろ英國政府等が所謂ブラック・リストなるものを調製し、特定日本人及中立國人が敵國人と同視せられ、敵國とは勿論中立國との通商、金融上の制限を加へらるゝことに對し反對的態度を採つて居つた。右聯合國巴里經濟會議開催に對し米國政府も亦戰爭に基く敵對關係を講和條約締結後迄繼續するが如き決議を同會議に於て行ふことに對し主義上之に反対なりとの意向を有して居たから日本も亦同様の意向であつた。依て日本としては聯合國側の一員として右巴里經濟會議に參加するものゝ、右決議に對して前記地理上の差異を理由として充分なる留保を附したる上之に同意すべしとの方針を以て會議に臨むことゝした。

大正五年六月十四日開催の巴里經濟會議に於ては豫め英佛間に於て原案編成せられ居り、佛國代表より原案提出あり、多少の修正を經て同十七日前記(甲)、(乙)、(丙)三項に對する決議を可決するところあつたが、帝國政府代表としては右討論に深く介入せず、又最後に右決議に賛成を表するに先ち、日本は右決議は「一般の通則を定めたるものなること、從て各聯合國は其の特殊の國狀に應じ例外を設くるを妨げざるべしと了解す」なる一般的留保を附し度きことを申出で其の同意を得た。

參加國（八ヶ國）

參列委員は  
佛大露伊白塞爾比耳太西蘭列顛亞利義亞西本牙  
葡  
萄

佛	駐	駐	駐	駐	駐	駐	駐	駐	駐
國	大使館	大使館	大使館	大使館	大使館	大使館	大使館	大使館	大使館
工部大臣	首商務大臣	相	大藏書記官	農商務書記官	大藏書記官	大藏書記官	大藏書記官	大藏書記官	大藏書記官
サシ	ブリマントル	ア	田村	森	鶴見	矢部	阪谷	付	芳太郎
ン	ケレマンテル	ン	杉	田	左	規矩治	七	賢	吾
バ	ン	ン	村	村	吉	昌	谷	太	雄
			陽	太郎	雄	治			

英 國	植 民 大 臣	ド ウ メ ル グ
勞 働 大 臣	メ タ ン	其他
漢洲政府首 相	ボ ニ エ ウ ス	
加奈陀商務大臣	フ オ ス タ ー	其他
露 國	樞 密 院 議 長	ク ル ウ 卿
	會計檢查院長	ボ ク ロ ウ ス キ ー
	商務次官	ブ リ レ ジ ヤ イ エ フ 其他
伊 國	駐 佛 大 使	チ ッ ト ニ ー
葡 國	大 藏 大 臣	ダ ネ ナ 其 他
白 塞 商 務 大 臣	ド ・ ブ ロ ッ ク ス ヴ イ ル ベ イ ヤ ン ダ ン ・ ド ・ ヴィ ヴ ュ ー ル マ リ ン コ ヴィ イ チ 其 他	アル フ オ ン ズ ・ コ ス タ オ ー グ ユ ス ト ・ フ ア レ ス 其 他
大 藏 大 臣		
外 務 大 臣		
外 務 大 臣		
外 務 大 臣		

## 決議

聯合國政府の代表者は千九百十六年三月二十八日の巴里會議に依り委託せられたる任務を完成し其の意見及利害一致の實を擧げ且該一致の實現に適當なる方法を各其の政府に提議せむが爲千九百十六年六月十四日、十五日、十六日及十七日佛國商務大臣「クレマンテル」氏主宰の下に巴里に會合せり。

歐洲中央帝國は聯合國か一切の手段を盡して戰争を回避せむとしたるにも拘らず之に對して兵戰を強要せし後現今に在りては其の與國と協同して經濟上新なる鬭爭を準備しつつあり該鬭爭は實に和平克復後にも存續すべきものなるのみならず克復後に於て特に擴大せられ劇烈となるべきものなり。

之が爲敵國の企てたる協商は全世界の生産物及市場に對し其の優越的地位を確立し且忍び難き服從を他國に強ひむとすることを其の目的と爲すものなること明白にして聯合國の之を看過すること能はざる所とす。

斯の如く重大なる當面の危機に際して聯合國政府の代表者は之に對する必要にして且正當なる防衛の急諸に付すべからざるを顧念し今に於て適當なる一切の措置を講じ且之を實現せしむるを其の義務なりと思惟せり而して其の措置は一方に於ては聯合國竝中立國市場全般の爲に其の經濟上の完全なる獨立を確保し且健全なる商業取引を尊重し他方に於ては聯合國の經濟的同盟の永久的制度の組織を容易ならしむるに在り。

仍て之が爲聯合國政府の代表者は左の決議に對し其の政府の承認を求むることを決定せり。

## (甲) 戰時に對する措置

## 第一

之が爲對敵通商を禁止する法令及條規は調整せらるべし。

(イ) 聯合國は其の臣民及其の領土内に居住する總ての者と左記の者との一切の通商を禁止すべし。

- 一 其の國籍の如何を問はず敵國に居住する者
- 二 何れの地に居住するを問はず敵國臣民たる者

三 事業の一部若は全部が敵國臣民に依り管理せられ又は事業が敵の勢力の下に置かるゝものにして且特別名簿に記入せられたる人、商會及會社

(ロ) 聯合國は敵國產又は敵國より來る一切の貨物の其の領土内に入るを禁止すべし。

(ハ) 聯合國は敵國臣民との間に締結せられたる契約にして國家的利益を害ふべきものを無條件に解除し得る制度を設くることを攻究すべし。

### 第一

聯合國領土内に於て敵國臣民の所有又は經營する商會は總て之を強制管理又は監督に付すべし此等商會の或もの及之に屬する貨物を清算に付すべき相當の措置を執り清算の實行に依り得たる金額は之を強制管理又は監督に付すべし。

### 第二

聯合國は各其の國內の狀況に依り必要と爲りたる輸出禁止の外敵國に對する物資供給を防止せむが爲本國、屬領、保護國及植民地が既に採用したる措置を左の方法に依り完全ならしむべし。

一 戰時禁制品及輸出禁止品の品目表を統一し殊に絕對的及相對的戰時禁制品として定められたる一切の貨物の輸出を禁止すること。

二 敵國領土への輸出が行はれ得る中立國に對する貨物の輸出を許可するは當該中立國に於て聯合國の承認せる一般監視制度の存するか又は右制度の存せざるに於ては輸出量の限定若は聯合國領事官の監視等の如き特別の保障ある場合に限ること。

#### (乙) 聯合國の商業、工業、農業及海運業の回復期に對する過渡的措置

聯合國は破壊、掠奪及不法徵發の犠牲と爲りたる諸國の原狀回復に關し其の共同なることを聲明して此等諸國をして優先的に原料品、工業及農業上の設備、畜產並商船を回復せしむる方法又は此等諸國に對しそが回復に付援助を與ふる方法を共同に攻究せむとす。

### 第三

敵國に對し締結せられたる一切の通商條約は戰爭の爲に消滅したることを認め且戰局終了に次ぐ經濟回復期の間敵國より最惠待遇を求むるの主張に依りて何れの聯合國も其の自由を妨げらるゝことなきを主要なる利益と思惟し聯合國は聯合國間の協定に基き決定せらるべき年限の間該待遇の利益を敵國に許與することを得ざる旨約定す。

前項に定めたる協定の適用に依り聯合國の商業上不利益なる結果を生じたる場合に於て聯合國は前項年限の間能ふ限り代償的販路を相互に確保すべきことを約す。

### 第四

聯合國は商業、工業、農業及海運業の回復期の間其の天然資源を他國の爲よりは先づ聯合國の爲に保存せむことに一致したることを宣言す而して之が爲聯合國は右資源の交換を容易ならしむる特別の取極を爲すべきことを約す。

### 第五

「ダンピング」其の他一切の不正なる競争手段に基く經濟的侵迫に對し聯合國の商業、工業、農業及海運業を防護する爲一定の期間を協定し其の期間聯合國は敵國の商業を特別の規定に服せしめ且敵國產貨物を輸入禁止又は效果ある特別制度の下に置くべきことを決定す。

聯合國は前項の期間敵國の船舶に對し適用すべき特別規則を外交上の手續に依り協定すべし。

聯合國は敵國臣民が聯合國領土内に於て國防又は經濟的獨立に關係ある或種の產業又は職業を營むことを阻止せむが爲に執るべき共同又は各別の措置を攻究すべし。

#### (丙) 聯合國間に於ける共助及協力の永久的措置

### 第一

聯合國は其の經濟的活動の正常なる發展の爲に肝要なる原料及製品に關し敵國に對する一切の隸屬的關係より離脱する爲遲滞なく必要なる措置を執ることを決定す。

右の措置は單に物資供給の資源に關してのみならず金融、商業及海運の組織に關しても聯合國の獨立を確保すべきものたること

を要す。

此の決議を實行せむが爲聯合國は貨物の性質に應じ且其の經濟政策を支配する主義に從ひ最適當なりと認むる方法を採用すべし。

聯合國は就中政府自ら補助經營若は監督する企業、科學的及技術的研究並產業及國內資源の開發の獎勵の爲にする資金貸與、關稅の賦課一時的若は永久的輸出入禁止又は右諸方法の配合に依ることを得べし。

右何れの方法に依るを問はず聯合國の目的は敵國に對し其の經濟上の地位及獨立を維持發展することを得むが爲其の領土の全體に亘り生産を十分に發達せしむるに在り。

## 第二

聯合國は相互に其の產物を流移せしめむが爲直通、迅速且廉價なる海陸運輸方法の設置及郵便電信其の他の通信方法の擴張改良等の方法に依り產物交換を容易ならしむべき措置を執るべきことを約す。

## 第三

聯合國は特許權、生產地表記製造標及商標に關する法制を能ふ限り齊一ならしめむが爲に適當なる措置を準備する目的を以て専門委員會合せしむべきことを約す。

聯合國は戰時中敵國に於て創設せられたる發明、製造標及商標並文學的及美術的著作物に關し能ふ限り同一にして且戰局の終了と同時に適用せらるべき制度を採用すべし。

右の制度は聯合國の専門委員に依り起草せらるべき。

### (丁)

聯合國政府の代表者は敵國に對する共同防禦の爲聯合國が其の代表者の取極めたる決定に依り確定したる條件の下に同一の經濟政策を採用するに一致したることを確認し且右政策の效果は「全く右決定即時の實施に依るものなる」とを認むるに依り右政策に完全なる效果を直に生ぜしむるに適する一切の措置を遲滞なく執ること及此の目的を達せむが爲に爲さるゝ決定を聯合國政府間相互に通告することを各自其の政府に對し勧告すべきことを約す。

（佛蘭西國、白耳義國、大不列顛國、伊太利國、日本國、葡萄牙國、露西亞國及塞爾比亞國政府代表者署名）

右決議（甲）第一（イ）に關し國際法上如何なる者が敵性を有するやに關し英國主義と大陸主義との區別あり、前者に於ては苟くも敵國内に居住する者は其の國籍如何を問はず敵性を有すると爲し、之に反し佛其の他の大陸諸國の立法主義によれば敵國內居住者と雖も自國又は他の聯合國の國籍を有する者は勿論、一般中立國人は敵性を有せず、其の代りに聯合國及中立國內居住の者と雖も敵國々籍を有する者は敵性を有する者と認む。依て巴里經濟會議決議に於ては兩主義を併合し「聯合國ハ其國民及其領土内ニ居住スル總テノ者ニ對シ」「其國籍ノ如何ヲ問ハズ敵國內ニ居住スル者」及「何レノ地ニ居住スルヲ問ハズ敵國民タル者」との間の一切の通商を禁止すべきことを定め、更に（イ）の三により前記兩主義孰れかに屬する敵性人又は敵性會社たらばとも、其事業が敵國人の管理又は勢力下にあるもの即ち所謂ブラック・リストに掲載せられたる者との通商をも遮断することとした。右は從來の國際法に於て假令二國は「敵國産又ハ敵國ヨリ來ル一切ノ貨物」の輸入を禁止した。尤も右の如く對敵通商禁止を廣汎なる範圍に擴張する間に交戰關係成立するも、右戰爭は國家と國家との關係に止まり、從て交戰行動に關係なき交戰國國民は敵性を有せず、戰爭中と雖も自由に通商を爲し得たる根本原則を覆したるものなるが、更に（甲）第一の（ロ）に於ては聯合國は「敵國産又ハ敵國ヨリ來ル一切ノ貨物」の輸入を禁止した。尤も右の如く對敵通商禁止を廣汎なる範圍に擴張することは日本の外伊、露委員等の參加國中にも異議を有するものありたるに付、公安の必要ある場合に於ては敵國產貨物と雖も特に輸入許可の措置に出でて差支なき旨の一般的留保が議事錄中に記載せらるべきとなつた。又露國委員の提議により右條文中「貨物」とは有價證券及利札をも含むことが可決せられ、又佛國委員の提議により製造品にして其の原料の一割五分迄は敵國產貨物なる場合に於ては、右製造品を敵國產貨物と看做し差支なきこととなつた。

更に巴里經濟會議決議第二に於ては敵國私有財產尊重の原則を覆し「聯合國領土内ニ於テ敵國々民ノ所有又ハ經營スル商會（Les maisons de Commerce）ハ總テ之レヲ強制管理又ハ監督ニ付スヘシ」と規定し、且つ同末段に於て「此等商會ノ或モノ及右ニ屬スル貨物ヲ清算」に付すべきを規定した。尙右規定前段中にある「又ハ監督」なる字

句は伊國委員の意見により附加せられたのであるが、右附加の理由は伊國政府に於て敵國保險會社に於けるが如きものは、公益上之を「強制管理」することを不便としたる内情あるが爲めである。

次に巴里經濟會議決議（乙）に於て商業、工業、農業及海運業の回復期に對する過渡的措置を規定せるが、右戦後とは平和回復後と云ふ意味にあらず、開戦後と云ふ意味にて其の目的とするところセルビア、白耳義、佛國等の如き開戦後獨逸軍の手により破壊、掠奪等を受けたる諸國の原狀回復に對し、他の聯合國は共同して援助に當るべき趣旨を以て規定せられたるものである。併し右聯合國の犠牲國に對する共同援助の規定は單に之を「攻究」せんことを規定するに過ぎざるものである。然るに（乙）の第二は平和克復後一定年限最惠國待遇を敵國側に許與することを得ざることを約するものなるところ、右に對し伊太利委員は伊國の如き其の主要輸出品たる農產物が長期の貯藏に耐へざるものなる場合には敵國側との關稅戰爭に對して耐久力を缺くに付此の如き關稅戰爭を惹起せしむる處ある規定は贅成するを得ずと反対し、露國委員も戰後に於ける獨逸に對する農產物輸出の必要上本最惠國待遇拒否の規定に反対したるが、結局討議を第四回會議に延期し、同會議に於て露伊兩國委員の希望により原案に「五ヶ年」とありしを、聯合國間の協定せらるべき期間と改め、又第二項として本規定の適用により商業上不利益を受けたる國に對しては、他の聯合國は能ふ限り共同して代價的販路を相互に確保すべきを約することゝし妥協を見るに至つた。尙其後本規定の趣旨によりヴェルサイユ講和條約第二八〇條の規定に於ては、聯合國側は條約實施後五ヶ年間獨逸より一般通商事項に關し片務的に最惠國待遇の權利を受け、之に反し獨逸に對し何等の義務を有せざることゝなつた。即ち聯合國側に於て獨逸產貨物に對し最惠國待遇を附與せざるも、伊太利代表が述べたる如き關稅戰爭の虞なきことゝなつた。併し右片務的規定の爲め獨逸をして講和會議後經濟的破綻を見せしむる結果となつたのである。

次に巴里經濟會議決議第三に於ては聯合國は回復期の間其の天然資源を先づ聯合國の爲めに保存せんことに一致せ

るを宣言し、右資源の交換を容易ならしむる爲特別の取極を締結すべきことを約した。右規定を楯とし伊國は講和條約締結後國際聯盟其の他舊聯合國間の會議に於て所謂原料品の國際分配に付種々の提議を爲したるが、英佛等より何等顧みらるゝところなく、結局本規定は空文に歸することゝなつた。

次に（乙）ノ第四敵國側の爲すところのダンピング其の他一切の不正手段に基く積極的經濟壓迫に對し、聯合國側に於て一定期間敵國側通商を特別規定に服せしむべき決議をした。右に關し聯合國側は前記の如く講和條約實施後五ヶ年間獨逸を無條約國とし取扱ひ得ることゝなりたるを利用し、獨逸よりの輸入品に對し特に高關稅を賦課又は輸入禁止制限の強化等の措置を採用するに至つた。本邦に於ても染料に關し獨逸產品に對し久しく特別輸入禁止制限を行ふことにした。尙米國はウイルソン提唱の通商均等に關する主張に於ては、講和條約締結後舊敵國貨物に對し差別待遇を與ふることを反対したが、一九二三年スムート・ホーレー關稅法に於ては、獨逸等爲替下落國產貨物の輸入禁止を目的として關稅を甚しく引上げた。

巴里經濟會議決議（丙）「聯合國ニ於ケル共助及協力ノ永久的措置」に關しては、其の第一に於て聯合國は原料及製品に對する敵國より隸屬的關係より離脱すべき措置を探るべく、第二に於て聯合國は相互物資の交流を容易ならしむべき措置を採用すべく、第三に於て聯合國は工業所有權制度の共同整備に付専門委員會を開催せらるべきこと等を規定したが、是等聯合國間の共同的經濟援助の決議は、大戰終了と同時に殆ど顧みられざることゝなつた。

巴里經濟會議決議原案に於ては（乙）の第四として「聯合國ハ敵國領土内ニ存在スル原料及製品ニ關シ戰局終了ノ際ニ於ケル物資交換ノ手段ヲ確保スル目的ヲ以テ敵國ガ其ノ領土外ニ蓄積シタルカ若ハ蓄積ズルコトアルベキ原料及製品又ハ戰時中其ノ支配ソ下ニ置クコトアルベキ原料及製品、殊ニ被侵略地ヨリ得タル原料又ハ設備ニ依リ製造シタル物品ノ貯蓄ノ狀況ヲ查錄シ且其ノ狀況ノ異動ヲ明ニスル爲情報蒐集ノ手段ヲ共同ナラシムルコトニ一致セリ」なる

規定採用せられたるも右規定は之を公表し、敵國側をして知らしむること不利なりとして特に秘密決議と爲した。尙聯合國側に於ては未だ巴里經濟會議の開催せられざるに先ち一九一六年六月二十日より巴里に於て國際常設經濟委員會々議を開催し、聯合國側の經濟提携と對敵國經濟封鎖勵行に關する各般の問題を討議決定するところあつた。右常設經濟委員會は巴里經濟會議決議成立後は、右決議實行に關する事務を擔當する形式となり、其後講和會議の成立する迄繼續せられた。本邦は第一回會議以來在佛帝國參事官を委員として出席せしめた。該委員會は第三十五回の多きに及び、毎回種々の細目に付決議を爲すところあつた。

### 第二款 巴里經濟決議に對し本邦の採りたる措置

巴里經濟會議決議に對しては佛國政府は同年六月二十七日の閣議を以て之を承認し同年七月二十一日付を以て右承認の事實を帝國政府に通告するところあつた。又英國政府は同年七月中、白耳義及塞耳比亞政府は同年八月中、葡萄牙政府は同年十二月中、何れも右決議全部を承認し、伊國政府は同年七月中戰時中の措置に關する部分のみを承認し、又露國政府は同年十月下旬全部承認のこととに決定したる其の後政變の爲結局之を承認せざることとなつた。而して帝國政府は佛國政府より右實施方の督促を受けたるに對し同會議席上爲したる一般的留保に準據し、大正五年十二月二十八日附を以て右經濟會議の決議は専ら一般の通則を定むるものと認むるを以て特殊の我國情に基き右通則を敷衍若くは制限し又は例外を設定し得ることの了解を附して右決議全部を承認する旨佛國政府に回答した。次いで右決議（甲）戰時に對する措置第一、對敵通商禁止に關する決議の趣旨に基き大正六年四月二十三日對敵取引禁止令を施行したが、依然として在本邦敵國人及敵國私有財產に對しては對獨宣戰當時の聲明に基き國際法規を遵守し何等の拘束を加へざることとした。尙巴里經濟會議當時に於ては未だ中立國の地位に在りたる米國は其の後大正六年四月に至り獨逸に對し宣戰するに至れるを以て聯合國側に於ては同國に對し右巴里經濟會議の決議に參加せむことを勸誘する處ありたりも、依然同國ヴィルソン大統領を始め政府側に於ては戰後に於ける經濟上のボイコットを以て敵國を威嚇するは恒久的なる平和を齎す所以にあらずとの意見を有し右決議に參加せざりしが、右經濟會議後獨逸等に對し宣戰するに至れる羅馬尼、支那、暹羅等も亦右米國の態度に倣ひ同決議に參加せないこととなつた。

以下前記留保の下に巴里經濟會議の決議に對し帝國政府の採りたる措置を詳説すれば次の如し。

- 一 敵國私有財產に對する措置 本邦政府は巴里經濟會議實行の任に當らしむる爲め大正五年十二月二十九日勅令第二六三號を以て内閣總理大臣を委員長とする聯合國經濟會議決議實施委員會官制を制定し、同委員會の決定により同決議（甲）第一の趣旨を實行する爲め大正六年四月二十三日附勅令第四十一號を以て對敵取引禁止令を制定し、右勅令に基き農商務省（大正六年農商務省令第六號）、遞信省（大正六年遞信省令第十三號）、大藏省（大正六年大藏省令第十二號）及外務省（大正六年外務省令第三號）は各右對敵取引禁止令施行に關する省令を制定した。然るに右決議（甲）の第二に對しては依然敵國私有財產尊重の趣旨を以て其後も何等の措置を探らざりしが、大正七年十一月一日休戰條約締結、同八年五月ヴエルサイユに於て講和會議開催せらるゝに至り其の態度を變更することとなつた。蓋し右講和條約草案第二九七條に於ては敵國人の財産、權利及利益の處置に關する規定ありたるが、右によれば敵國私有財產は當該所在國により管理清算せられ得べく、而して右清算により生ずる收得金を以て當該國政府は當該國民が獨逸官憲より受けたる損害又は當該國民が大戰前敵國國民に對して有したる債權の辨償に充て得べきを規定して居た。換言すれば右の如き敵國管理財產よりの清算收得金なき聯合國政府は上記の場合に對し、自國民が蒙りたる損害及債權の辨償を受くるの方法なきを發見した。依て帝國政府は急遽所謂特殊財產管理令を緊急勅令を以て公布し、始めて在本邦植民地及青島占領地に於ける一切の敵國私有財產を管理

するに至つたのである。而して右特殊財産管理令の下に内務省内に特殊財産管理局を設け、又が事務を處理せしめたのであるが右強制管理に附せられたる敵國私有財産は横濱、神戸に於ける永代借地權を始め約二千萬圓の多きに及んだ。然るに其の後之を以て講和條約の規定上本邦國民に辨償し得べき獨逸官憲より受くべき損害賠償金及本邦商社が獨逸商社より受取り得べき債金額は之を多額に通算するも、七、八百萬圓に満たざることが判明した。依て右管理財產中永代借地權等の如く、獨逸が之迄不當の利益を得たるもの及公益上必要あるものは之を換價處分に附したが、其の他のものに付では原狀の儘（例へばジャーマン・クラブ等）之を原所有者に還付することとした。又換價代金に付ても一萬圓以下のものは全部、又一萬圓以上のものは一定比率により返還することとした。尙前記獨逸政府より受くべき損害賠償額又は本邦商社の支拂ひを受くべき債權額は講和條約の規定によれば之を決定する爲め混合裁判所の判定を要し、多大の日子を要することとなりたるに付之を避け大正十三年中日獨兩政府との間にコンプロマイズを締結し、包括的金額を裁定し本件一切を終了することとした。而して右の如く帝國政府が國際正義の觀念により敵國私有財產の管理を解除せることは、英佛等の如き開戰當初より敵國財產を管理し居りたる國は兎に角、米國、暹羅の如き本邦と等しく後に至り敵國財產の管理を爲したる國々をして、本邦の爲すところに做はしむるに至り、獨逸は之が爲め暹羅に於て數百萬弗、米國に於ては一九二三年三月四日のウキンスロー法等により數億弗の巨額に上る私有財產の解除を受くることとなり、本邦政府の爲すところに對し大いに感謝を拂ふところがあつた。

二 對敵通商措置 本邦は歐洲大戰中と雖も出來得るだけ通商自由主義に則り、敵國に對してすら何等通商上に禁止制限を加ふることを不可とした。依て大戰中の戰時措置としては、僅に對獨開戰と同時に大正三年八月二十七日附内務省令を以て戰時中醫藥品を輸出せんとするものは内務大臣の許可を受くべきことを定め以て對獨宣戰の

結果獨逸よりの輸入杜絕するに至りたる醫藥品を國內に留保するの措置を採り、同様大正三年九月十八日付戰時工業原料品輸出取締に關する農商務省令を以て燐、苛性曹達、曹達灰、鹽酸加里、硝石、アリザリン染料、人造藍、護謨、羊毛等を輸出せんとするものは農商務大臣の許可を要することを定め、歐洲大戰の爲め獨逸其の他の歐洲諸國より輸入困難となりたる原料品の供給を國內に確保せんとするの措置を探りたるだけであり孰れも對敵國通商禁止の趣旨を有するものではない。却て大正三年九月一日付を以て輸入稅率等の特例を大藏省令を以て公布し、大正四年三月末迄に輸入手續を完了せるものは大正三年八月二十二日即ち日獨開戰當時に輸入せられたるものと看做すこととした。右は日獨開戰後に於ても獨逸其の他同盟國側より輸入せられたる物品に對し日獨協定稅率及最惠國待遇を附與し、佛英伊との協定稅率に均霑せしめんと欲したる爲めである。

三 工業所有權に對する措置 次に巴里經濟會議決議（丙）第三に關し本邦は大正六年七月二十日付工業所有權戰時法を以て敵國人が日本に於て所有する特許權は帝國臣民に於て特許權實施を特許局に出願すれば、右敵國特許權保有者の同意を得ずして之を自由に使用し得ることとし、右實施の使用料は適當額を特許局に於て認定の上所有者の利益の爲め保管し置くこととした。右は敵國私有財產不可侵の原則を権にとり工業所有權の如きのもの迄も之を何等觸れ得ざることと爲すは、戰時中に於ける本邦の國防又は公益上の必要に扞格するものとしたが爲めである。

而して前記の如く大正八年に至り本邦は從來の方針を覆し、敵國私有財產を管理に附したる際、敵國人の保有する工業所有權に對して一律之を管理に附することとしたが、前記國防上又は公益上の理由により既に本邦人に對し實施を許したもの及其他右國防及公益の必要ありと認めたるもの二、三十件は之を換價處分に附し、右實施權者其の他適當なるものをして之が特許權を獲得せしむるの措置を採つた。彼のハーバー式硫安製造の特許

權の如きも、右方法により低廉なる價格を以て特定本邦會社により獲得せらるゝに至つたのである。固より右換價處分による收得金は前記實施料と共に敵國工業所有權所有者の利益の爲め一括し、特殊財產管理局に於て管理することとなつたのである。

左に参考の爲め戰時工業所有權戰時法に依る專用免許に關する諸統計表を掲ぐれば次の如し。

第十四表 敵國工業所有權諸表

第一 敵國人所有工業所有權件數表

國名	種類別	特許權						實用新案權			意匠權			商標權			計		
		九一〇	九一																
土耳其	地	九一〇	九一																
匈牙利	地	六九	三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
奧地利	地	三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
波蘭	地	一〇〇	一五																
德國	獨逸	三五																	
英國	獨逸	二三九九	一〇〇																
法國	獨逸	一六九	五三																
西班牙	古利	一一五一四																	
意大利	利古	三七																	
古羅	利古	二二																	
土耳其	計	一一四五六二																	

第二 敵國人所有特許權種類別表

機械工業	化學工業	電氣工業
五五〇	一七一	八一
四三	一〇	一六
三五	二	三八
一	一	一
六一九	一八三	九八

第三 工業所有權戰時法に依る專用免許申請並處分件數表

機械工業	化學工業	電氣工業	計
一七五	三三七	八七	五八九
一五五	二五九	七六	四九〇
一六	四二	六四	四五〇
四	二六	三五	二五六
一七五	三三七	八七	一七七
下	下	五	一
下	四	六	一
下	三	七	一
下	一	一	一
計	一	一	一一七

第四 工業所有權戰時法に依り專用免許を申請したる特許數並處分表

機械工業	化學工業	電氣工業	計
一一七	九一	四八	二五六
一〇〇	八七	四五	二三二
一三	一	三	一七
三	一	一	七
一	一	一	一
計	一	一	二五六

四 大正七年一月二十四日付内務省令を以て外國人の入國に關する取締の件を公布し、敵國人ならずとも敵性を有するものは公安の理由の下に之が入國を許さざることとした。併し右入國取締令は巴里經濟會議の決議實施の爲めと云ふよりも、寧ろ本邦の公安上の必要より一般的規定として之が公布を必要とせしもので、其の内容も傳染病者、乞食、浮浪者等の入國禁止制限を目的としたものである。從て本件外國人入國取締令は其後改正増補の上

今日も尙存在して居る。

備考 上記巴里經濟會議の決議に付ては大正七年八月外務省臨時調査部調査(秘)「戰後ニ於ケル原料品ノ共同管理ニ就テ」(菊判二九頁)、大正七年十月外務省臨時調査部條約改正調査報告第參號(秘)「聯合國內ニ於ケル戰利得稅ノ國際的重複ニ就テ」、

契約書等ニ利害關係人ノ國籍ヲ記入スベキ義務ニ就テ、敵國民ト爲シタル長期給付契約等ノ處分ニ就テ」（菊判二三頁）、大正八年一月外務省通商局（祕）「敵國人私有財產處分問題」（菊判一五三頁）、大正七年十二月外務省通商局（祕）「國際交通商業ニ關スル問題」（菊判一八二頁）を參照すべし。

## 第五節 支那との條約交渉

### 第一款 世界大戰前に於ける支那との一般通商條約交渉

明治四年七月二十九日、天津に於て「大日本國大清國修好條規」なるものが締約された。其の要領は第一條に於て今後日本と清國は愈々和誼を厚くすること、（基督教と清國は天壤無窮。）「第二條に於て「若し他國より不公及び輕する事有る時其知らせをなさば何れも互に相助け或は中に入り程克く取扱ひ（或從中善爲調處）友誼を敦くすること」との字句を以て互助調停に關する規定を設け第八條、第九條等に於て相互に領事裁判権を又附屬通商章程に於て相互に協定税目の附與を規定した。即ち全然對等條約であつたがこの條約は日清戰爭によつて失效した。

次ぎに明治二十八年四月十七日下關に於て日清戰爭の結果講和條約が締結された。同條約第六條に於ては先づ在來の兩國間の通商條約は交戦のため消滅せる故新たに通商航海條約及陸路交通貿易に關する協定を締結すべく而して右新通商航海條約は現に清國と歐洲各國人との間に存在する諸條約章程を其の基礎とすべきを規定する外支那は日本に對して次ぎの諸項を約した。

- 一 新條約成立するまで支那は日本國政府、官吏、商業、航海、陸路交通貿易、工業、船舶及臣民に對し總て最惠國待遇を與ふべし。
- 二 沙市、重慶、蘇州、杭州の四市港を開くべし。
- 三 宜昌より重慶に至る航路及び上海より蘇州、杭州に至る航路に付き内水航行權を附與すべし。

四 日本國臣民に對し清國各開港場及び開市場に於て製造業に從事する權利を與へ、右に依る製造品に對する内國稅、通過稅等に關しては、同種外國輸入品と同様の待遇をなすべし。

明治二十九年七月二十一日上記講和條約の規定に基き北京に於て林（董）公使と清國總理各國事務大臣張蔭桓との間に日清通商航海條約が締結された。之は支那が一般歐米諸外國と結べる條約に準じて起草せられたものであるが、その第三條に於て日本へ片務的に領事裁判權賦與を規定し、第九條に於て日本へ片務的協定稅率を規定し、第十一條及第十二條に於て抵代稅を從價二分五厘と規定し、又抵代稅を納めたる貨物は一切の内國稅を免かれることを規定してゐる。更に第二十條及第二十二條に於て領事裁判權に關し詳細なる規定を設け、第二十五條に於て一般的最惠國待遇を規定し、第二十六條に於て本條約は批准交換の日より十箇年の終りに於て稅目及本條約中通商に關する改正を要求し得、尤も右滿期後六ヶ月間に右要求又は改正が行はれざるときは更に十ヶ年間其の效力を存續すべしと規定した。

明治三十五年八月二十九日上海に於て清國輸入稅率改定に關する協定が成立した。元來支那の協定稅率は一八五八年（安政五年）の天津條約に依り從價五分を基礎とし同年十一月八日調印の上海協定により從量稅に改算したものであるが（前記明治四年日清修好條規に附屬稅目には之を其の儘襲踏す）其後に於ける支那物價の騰貴に依り從量稅は從價三分五厘位に相當することとなつた。依てこれより先明治三十四年九月七日北京に於て團匪事件に關する最終議定書が調印され、清國に對する賠償金四億五千萬海關泰爾と定めた際、清國をしてこの賠償金の支拂を容易ならしめるために前記明治三十五年八月に支那輸入稅改定が行はれたのである。右改訂の基礎は團匪事件議定書第二條末項の規定により一八九七年乃至一八九九年の三ヶ年平均陸上價格より輸入稅及雜費を控除したるものとした。

明治三十六年十月八日上海に於て日置一等書記官及小田切總領事に依り日清追加通商航海條約が調印された。之は